

答申第569号

平成24年9月3日

神奈川県公安委員会
委員長 布施 勉 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成24年1月18日付けで諮問された110番音声記録公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第623号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、110番音声記録について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の日時に特定の携帯電話番号（以下「本件電話番号」という。）から通報された110番音声記録（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長が、平成23年12月21日付けで、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例第5条第1号該当性について

(ア) 本件電話番号は、不服申立人が所有し不服申立人のみを使用している番号である。本件行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行ったとしても、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号の「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の対象は不服申立人のみであるから、同号には該当しない。

本件行政文書は、不服申立人の音声であるから公開しても誰の不利益にもならず、実施機関は公開を拒否できないはずである。拒否するということは、他人が不服申立人の携帯電話を使っている可能性があり、それは犯罪であるから個人情報には該当しない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書エ該当の点について

仮に本件電話番号で不服申立人以外の者から通報された場合、通話料の負担や携帯電話に登録されていた個人情報の流失の可能性など金銭的に計算できない損害を受けたことから、条例第5条第1号ただし書エの「生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当し公開を拒否することはできない。

イ 条例第5条第4号該当性について

条例第5条第4号にも該当するとは考えられない。本件電話番号で不服申立人以外の者から通報された場合、公開を拒むことは条例第5条第4号アの「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当し、神奈川県警察が違法又は不法な行為を容認していることになる。

実施機関は、通報者の秘密を守るという信頼関係の前提があり、特定の通報者に関する情報を公開することで通報者との信頼関係が失われると説明しているが、本件電話番号は、不服申立人が所有し、不服申立人のみが利用しているものであるから通報者の秘密を守り、通報者との信頼関係を維持することは、情報公開請求者が不服申立人である以上理由付けにはならない。

ウ 条例第8条該当性について

条例第8条でも、神奈川県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）に基づく開示請求（以下「別件開示請求」という。）における自己情報の不開示決定通知書に添付してあった補足説明書において実施機関は通報自体を認めているのに、今回の「文書の存否自体を回答することはできません」は理解できるものではない。そもそも本件請求の情報自体が非公開情報であるとは到底考えられない。

また、前記ア及びイのとおりであるから、条例第8条の理由付けにはならない。

エ その他

(ア) そもそも本件請求については、別件開示請求における110番通報が不服申立人によってなされたとは認められないと不開示決定されたことに始まっており、別件開示請求と本件請求を切り離し判断すること自体が考えられない。仮に切り離し判断しても、権利利益を害するのは不服申立人だけであるため、実施機関の非公開理由は一切成り立っていない。

条例が請求目的や請求者を問わないこととは無関係であり、自分の音声を条例では公開できないとする実施機関の説明は解釈を誤っている。

(イ) 実施機関から処分庁の教示の有無については、教示とは「知識や方法を教え示すこと」であるが、行政文書公開拒否決定通知書(以下「本件通知書」という。)に具体的な書類の記載方法等までは書かれていなかったため、教示はなかったと記載したものである。

3 実施機関（警察本部地域部通信指令課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件請求を拒んだ理由は、次のとおりである。

(1) 本件請求について

不服申立人が求める行政文書は、特定の日時に本件電話番号から110番通報した際の通報者と通報を受理した警察官とのやり取りの内容をそのまま録音した音声記録である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件電話番号から110番通報がされたか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書ア、イ及びウ該当性について

本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められないので、同号ただし書ア、イ又はウのいずれの情報にも該当しない。

ウ 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

本件情報は、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予想される状態が存在しているとは認められず、条例第5条第1号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必

要であると認められる情報」に該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 110番通報とは、事件等の発生に際し、関係者、目撃者、情報提供者等（以下「通報者等」という。）が警察に対し警察官の派遣を求めて行う緊急通報システムである。

警察が事件等を迅速かつ的確に措置するために、事件等関係者から事件等の発生状況等について、ためらうことなく通報される必要があり、そのためには警察が通報者等の秘密を守るという信頼関係の前提があるからこそ通報がされるのである。

イ もし、特定の通報者に関する情報が公開されれば、通報者等の秘密を守るという信頼関係に基づき成立している110番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、事件の認知及び事案処理等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件情報を公開することにより、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。

(4) 条例第8条該当性について

本件請求は、本件電話番号を示して110番通報した際の音声記録の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報及び同条第4号に規定する110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を公開することになるため、条例第8条に該当する。

また、音声記録は、前記（2）及び（3）のとおり条例第5条第1号及び同条第4号の非公開情報に該当することから仮に電話番号を特定しないで請求しても公開されるものではない。

(5) 本人による自己の情報の公開請求について

ア 条例に定める情報公開制度は、条例第4条に「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる」と規定され、何人に対しても、

請求の目的のいかんを問わずに公開請求を認めている。この条例に基づく請求者は、県民等の一人として行政文書の公開を求めることができるにとどまり、請求者の自己の情報を公開請求した場合であっても、請求者の自己の情報であることを理由に特別に行政文書の公開を受けることまで認められているものではない。

イ なお、自己の情報については、個人情報保護条例で開示の請求ができることが規定されているものであり、条例の公開請求と個人情報保護条例の開示請求という異なる制度に基づいて実施機関において異なる判断がされたことに矛盾はない。

(6) その他

不服申立人は、実施機関から処分庁の教示はなかった旨主張しているが、本件通知書に明確に記載しており、格別の説明がなかったとする不服申立人の主張は認められない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人及び実施機関の職員からそれぞれ口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件請求について

不服申立人は、本件請求において特定の日時に本件電話番号から110番通報した際の音声記録の公開を求めているものと認められる。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別する

ことはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 本件情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア、イ又はウのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」について公開することを規定している。

b 不服申立人は、仮に本件電話番号で不服申立人以外の者から通報された場合に、通話料の負担や携帯電話に登録されていた個人情報の流失の可能性など金銭的に計算できない損害を受けたことから、同号ただし書エに該当する旨主張している。

c しかし、仮に本件電話番号から不服申立人以外の者が通報したとしても、そのことによって、本件情報をみだりに公開されないという保護利益を上回るほどの人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害が

発生することが予想される状態が存在しているとは認められないことから、本件情報は、同号ただし書エには該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 警察が事件等を迅速かつ的確に措置するためには、事件等関係者から事件等の発生に際し、ためらうことなく110番通報が行われる必要があり、特定の通報者に関する情報が公開されれば、通報者等の秘密を守るという信頼関係に基づき成立している110番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、事件の認知及び事案処理等に重大な支障を来すおそれがあると認められる。

エ したがって、本件情報は、公開することにより、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(5) 条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件請求は、本件電話番号を示した上で110番通報した際の音声記録

を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第5条第1号及び第4号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。

(6) その他

ア 不服申立人は、本件行政文書は自己の情報であるため実施機関は公開を拒否できない旨主張している。

しかし、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であり、公開、非公開の判断に当たって、請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、当該不服申立人の主張を採ることはできない。

イ 当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について審査庁から意見を求められているものであり、前記2(2)エ(ア)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

ウ 不服申立人は、実施機関から処分庁の教示がなかった旨主張しているが、当審査会において本件通知書を確認したところ、処分庁の教示は記載されていることから、この点においても不服申立人の主張を採ることはできない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 1 月 18 日	○ 諮問受理
1 月 20 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 3 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 8 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 20 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
4 月 24 日 (第 109 回部会)	○ 審議
6 月 15 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
6 月 27 日 (第 110 回部会)	○ 審議
7 月 27 日 (第 111 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
相川 忠夫	関東学院大学大学院教授	
柿崎 環	横浜国立大学教授	部会員
交告 尚史	東京大学大学院教授	部会員 会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
鈴木 敏子	横浜国立大学名誉教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 24 年 9 月 3 日現在) (五十音順)